

- 令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、国はこども施策（※）を総合的に推進するため、これまで個別に策定した「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を「こども大綱」に一元化。

※「こども基本法」第2条第2項

この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

- 県は「こども大綱」を踏まえ、「こども大綱」に関連する現行の県計画（※）を「福岡県こども計画」に一本化。計画は令和6年度中に策定し、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする。

※こども大綱に関連する現行の県計画

- ・ 青少年健全育成総合計画
- ・ 子どもの貧困対策推進計画
- ・ 子ども・子育て応援総合プラン（個別計画としての社会的養育推進計画を含む）

- これに伴い、既存の諮問機関を統合した「福岡県こども審議会」を令和6年度から設置。

福岡県こども計画及び福岡県こども審議会について（イメージ図）

